## 重大な消防法令違反のある建物

違反対象物の公表制度

## 制度の概要





建物を利用する方が、その建物の安全性について判断できるよう、消防が立入検査の 際に確認した重大な消防法令違反の内容などを貝塚市のホームページで確認できる 制度です。

公表の対象と なる建物

飲食店や物販店、ホテル等の宿泊施設、病院、社会福祉施設など不特定多数 の人が出入りする建物や一人で避難することが困難な人が利用する建物です。 (特定防火対象物)









消防法令により設置が義務付けられた以下の消防用設備等が未設置のものを 対象としています。

1屋内消火栓設備

②スプリンクラー設備

3自動火災報知設備

公表の対象と なる違反内容









公表までの流れ

立入検査での違反内容を通知した後、14日経過しても、なお引き続き同一の 違反が認められる場合に、具塚市のホームページで公表します。また、公表は 違反が是正されるまでの間、継続します。

公表する内容

①防火対象物の名称 ②防火対象物の所在地 ③違反内容